

担当	沖縄労働局労働基準部 健康安全課 課長 梅澤 栄 安全衛生係長 上里 美樹 電話: 098 (868) 4402
----	---

## 建設現場の災害をなくしましょう!

～建設業の一人親方等の皆様へ、発注者の皆様へ～

令和5年度における建設業の安全衛生対策の推進のため、厚生労働省委託事業「建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業」((公社)全国労働基準団体連合会 受託)により労働災害の防止への働きかけを行っております。

沖縄県内においては、全建総連沖縄建設ユニオンとの連携により、腕章(以下の写真のとおり)を着用した指導員が、各建設現場をパトロールして、一人親方等に対する安全教育を行っております。

労働災害ゼロに向けて、各建設現場における元請、関係協力会社、そして一人親方等の皆様方に引き続き、ご協力をお願いいたします。

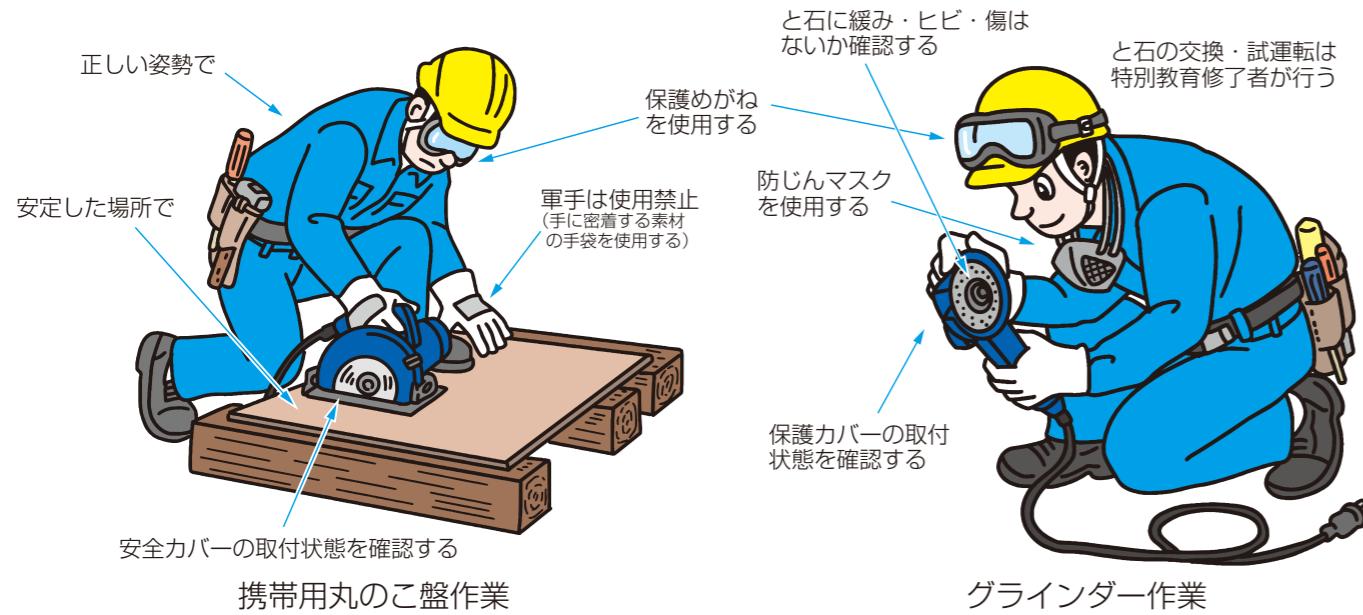
この腕章を着用した指導員が  
各建設現場に伺います

厚生労働省 委託事業

公益社団法人全国労働基準関係団体連合会

一人親方等安全衛生対策指導員

## 電動工具使用時の注意事項



## 石綿健康障害予防の対策

石綿等を取り扱う作業を行う場合には、呼吸用保護具及び保護衣を使用する。



## 労災保険特別加入制度

労災保険に特別加入するためには、特別加入団体を経由して、申請手続を行なう必要があります。

万が一の事故の際にも確実な補償を受けられるように、労災保険の特別加入を積極的にご検討いただき、ご相談の際は最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

▶ 詳しくは、厚生労働省ホームページ内のパンフレット「特別加入制度のしおり」をご覧ください。

※「特別加入制度のしおり一人親方」と検索または、右のQRコードからアクセス!!  
(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-choseki/gyousei/rousai/040324-6.html>)



## 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化について

2023年4月1日から、危険有害な作業（※）を行う事業者に、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の保護措置が義務付けられています。

### 法令改正の主な内容

- ・請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- ・特定の作業方法で行なうことが義務付けられている作業については、請負人に対してその作業方法を周知すること
- ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対して保護具を使用する必要がある旨を周知すること

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

### ※危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に定められている労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則等11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

「一人親方等安全衛生研修会」を実施中です。  
お問合せはメールにてお願いします。[hitorioyakata@zenkiren.or.jp](mailto:hitorioyakata@zenkiren.or.jp)  
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
〒101-0047 東京都千代田区内神田1丁目12番2号 三秀舎ビル6階  
TEL : 03-5283-1030 FAX : 03-5283-1032  
URL <https://www.zenkiren.com/>



2022.10

厚生労働省委託事業 令和5年度 建設業の一人親方等に対する安全衛生教育支援事業



# 建設現場の災害をなくしましょう！

建設業における労働災害は、みなさまの積極的かつ地道な努力により長年にわたり着実に減少してきました。しかしながら、建設業における死亡災害は全産業の中で30%を超え、死傷災害は11%弱と依然として高い比率を占めています。建設現場においては、労働者の労働災害だけでなく、一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。厚生労働省では2014年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。一人親方等については、2018年から2022年の5年間で451人が亡くなっています。みなさま一人一人の努力で建設現場の災害をなくしましょう！

\*このパンフレットの「一人親方等」は、一人親方（労働者を使用しないで事業を行う者）に加えて中小事業主、役員、家族従事者も含まれます。

### 建設業の死亡災害発生状況



※労働者数に一人親方等の数は含まれません

きょうもあしたも気をつけて  
健康と安全が一番だね！！



## 2018～2022年の5年間で451人の一人親方等が亡くなっています

### 一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

#### 建築工事

294人 65%

土木工事 59人 13%

その他の建設工事 72人 16%

分類不能 26人 6%

建築工事の内訳は…

木造家屋建築工事 116人

鉄骨・鉄筋コンクリート造

家屋建築工事 53人

その他の建築工事 125人

### 墜落・転落災害が6割

#### 墜落・転落

282人 63%

はざまれ・巻き込まれ  
22人 5%

崩壊・倒壊  
21人 5%

激突され  
20人 4%

飛来・落下  
14人 3%

その他  
92人 20%

発生した場所は…

屋根、はり、もや、けた、合掌 90人

足場 61人

はしご等 45人

その他 86人

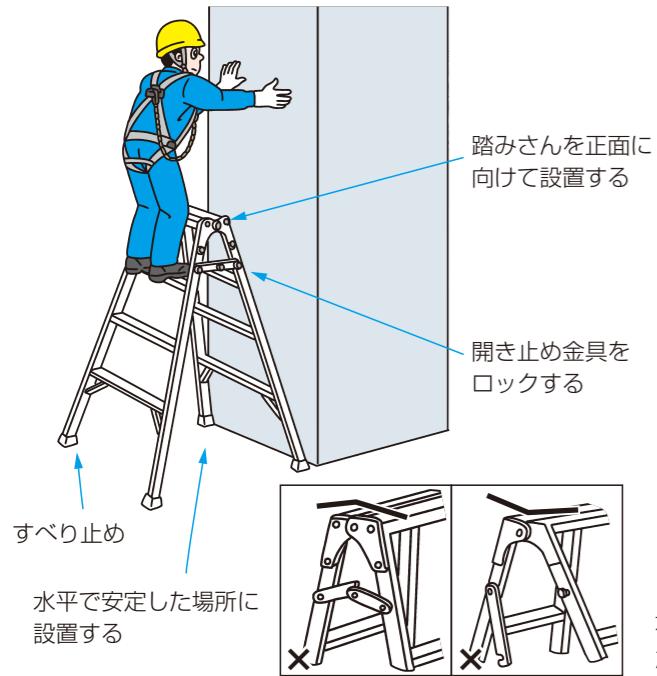
資料：厚生労働省  
「労働災害発生状況」  
「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」



公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会

# 墜落・転落災害防止のポイント～作業上の注意事項～

## 1 脚立を使用しての作業



- ① 作業箇所に対し、踏みさんを正面に向けて設置する
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 開き止め金具をロックする
- ④ 脚部にすべり止めの付いたものを使用する
- ⑤ 立った姿勢で、踏みさんや天板に体（脚部）を当てて安定させる
- ⑥ 天板上に立たない、天板をまたがない
- ⑦ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑧ 重心が脚立や両足などの外に出ないようにする
- ⑨ 手すり付きのものが望ましい

不完全な状態で使用すると、脚立が動いたり、脚部が開閉するなどして危険

## 2 はしごの昇降



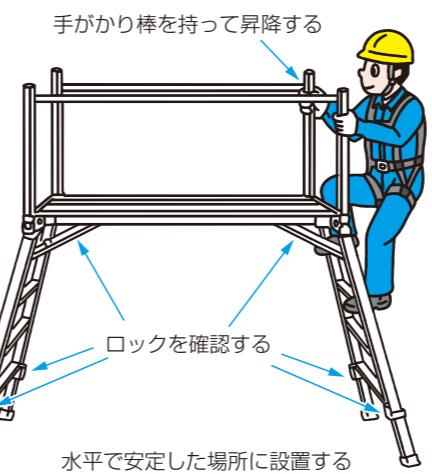
### 【移動はしご】

- ① はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
- ② はしごの立て掛け角度は、75度程度とする
- ③ 両手と両足の4点のうち3点が、はしごと接した状態を維持しながら昇降する
- ④ 転位を防止する措置をとる（すべり止め措置の取付、下の者が支える等）
- ⑤ 立て掛ける前に安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
- ⑥ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
- ⑦ 台付ロープは、はしご上端部の支柱に取り付ける

### 【固定はしご】

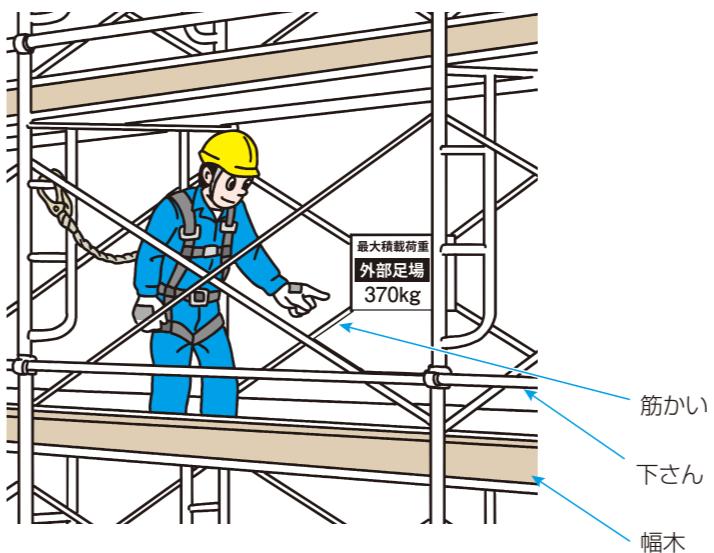
- ① はしごの上部及び下部を動かないよう固定する
  - ② はしごの上端を、上端床から60cm以上突出する
  - ③ 安全ブロック取付設備等に安全ブロックを設置する
  - ④ 昇降中は、安全ブロックのフックを墜落制止用器具のD環に連結する
  - ⑤ 床面に乗り移る際は、墜落制止用器具のフックを先掛けする
- ※はしごは原則として昇降のみに使用し、作業に使用しない

## 3 可搬式作業台を使用しての作業



- ① 作業台に向かって両手で脚柱・手がかり棒を持って昇降する（両手でしっかり脚柱等をつかむ）
- ② 水平で安定した場所に設置する
- ③ 脚部が確実にロックされたか確認する
- ④ 押したり引いたり、反動のある作業を避ける
- ⑤ 重心が作業台や両足などの外に出ないようにする
- ⑥ 手がかり棒を立て起こして使用する
- ⑦ 手すり付きのものが望ましい

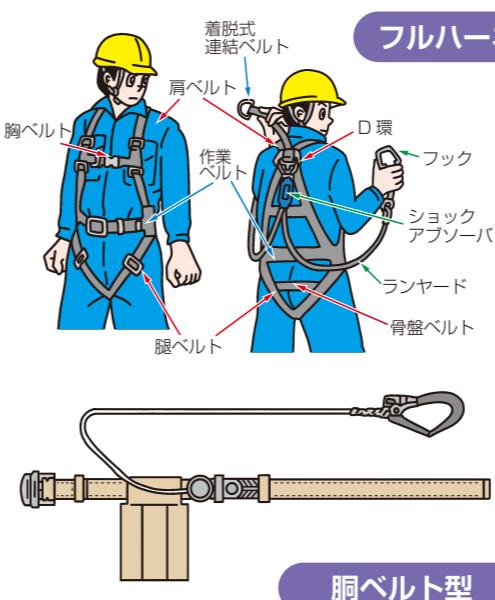
## 4 足場上での作業



- ① 足場の部材などを一時的に取り外す場合には、必ず職長等責任者の了承を得てから行う
- ② 必要な作業が終わったら取り外した部材（手すり、中さん、筋かい、下さん、幅木、防網等）を元どおり取り付ける
- ③ 作業開始前に足場の状態を点検する（部材の損傷、壁つなぎなど緊結金具の状態、足場端部のストッパー、垂直ネットの取付け状態等）
- ④ いわゆる「単管抱き足場」は足場とは認められないでの、ブラケット足場を設置し、手すり等に安全帯を使用して作業する。

令和5年10月から足場からの墜落防止措置が強化されます。

## 5 安全帯（墜落制止用器具の使用）



(注) このパンフレットの「安全帯」は改正安全衛生法令の「墜落制止用器具」である

「フルハーネス型安全帯」と「胴ベルト型安全帯」があります。建設現場の作業内容や作業箇所の高さに応じて使用します。

- ① 取扱説明書を確認し、安全上必要な部品が揃っているか確認し、緩みなく確実に装着する。
- ② 安全帯の取付設備は、ランヤードが外れたり、抜けたりするおそれのないもので、墜落制止時の衝撃力に耐えうるものとする。
- ③ 点検・保守や保管は、責任者を定める等により確実に行い、管理台帳等にそれらの結果や管理上必要な事項を記録しておく。

【注意】フルハーネス型安全帯は、製品ラベルに「墜落制止用器具」または「墜落制止用器具の規格」の表示があるものを使用する。  
「安全帯の規格」と表示のあるものは旧規格のため使用できません。

# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人の尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



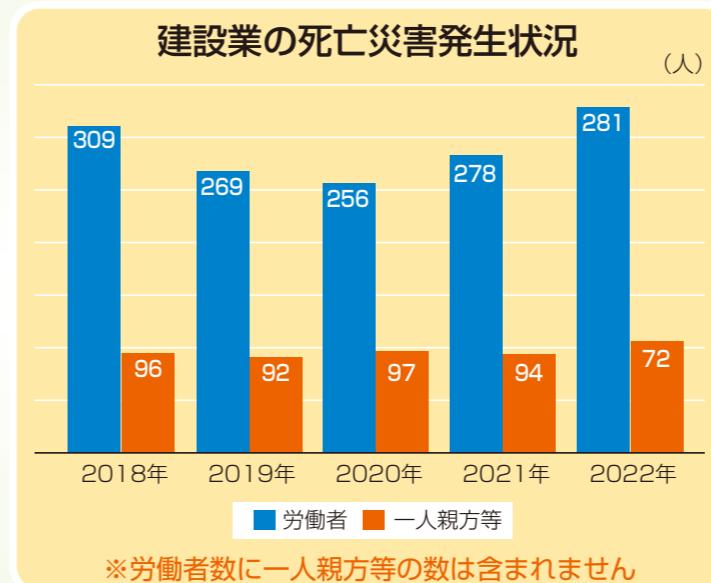
[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)  
【問合せ先】

(安全衛生経費について) 国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室  
電話番号: 03(5253)8111 (内線24813/24816)

# 建設業の一人親方等に業務を 発注する事業者のみなさまへ

厚生労働省では 2014 年から一人親方等の死亡災害の発生件数を把握して公表しています。建設現場における一人親方等の業務上の災害も非常に多く発生しています。

みなさまが一人親方等に発注する際に必要と思われる事項をご確認ください。



2018年から2022年の5年間を平均すると建設業の労働災害による死者数は  
**1年間 279人**  
建設業の一人親方等の死者数は**1年間 90人**  
事故の型別では  
「墜落・転落」の占める割合が  
**約62%**と最も高い



2018~2022年の5年間で451人の一人親方等が亡くなっています

一人親方死亡災害の半数以上は建築工事で発生

### 建築工事

294人 65%

土木工事

59人 13%

その他の建設工事

72人 16%

分類不能

26人 6%

建築工事の内訳は…

**木造家屋建築工事 116人**

鉄骨・鉄筋コンクリート造

家屋建築工事 53人

その他の建築工事 125人

墜落・転落災害が6割

### 墜落・転落

282人 63%

はざまれ・巻き込まれ  
22人 5%

崩壊・倒壊  
21人 5%

激突され  
20人 4%

飛来・落下  
14人 3%

その他  
92人 20%

発生した場所は…

**屋根, はり, もや, けた, 合掌 90人**

足場 61人

はしご等 45人

その他 86人



資料: 厚生労働省  
「労働災害発生状況」  
「建設業の一人親方等の死亡災害発生状況」



このパンフレットについてのお問合せ先は  
公益社団法人 全国労働基準関係団体連合会  
電話番号: 03-5283-1030

厚生労働省  
ホームページ

## (1) 元請等の事業者が一人親方等に業務を発注する際に遵守すべき事項

### ①一人親方等の就労状況の把握

一人親方等が現場で仕事を行う場合には、「再下請負使用承認申請書」を提出させ、先次の協力会社や元請が一人親方等の就労状況を把握します。申請書が提出されず、工事関係者が一人親方等の就労している状況を知らないと、毎日の安全工程打合会で検討される翌日の作業内容が、一人親方等に十分に周知されず、災害が発生する原因となります。

### ②作業間の連絡及び調整

特定元請事業者（建設業及び造船業の元請）は、混在作業における災害を防止するため、一人親方等を含む混在作業に関連するすべての関係請負人と作業間の連絡及び調整を行うことが必要です。特に周辺の作業を把握していないからたために災害発生のおそれがある車両系建設機械や移動式クレーンを用いて作業を行う場合の作業計画等について、一人親方等にも情報を共有するとともに災害が起こる危険がある場合は、作業間の連絡及び調整をしてください。また、下請事業者が一人親方等を使用する場合には、下請事業者に対して同様の調整等をするよう指導してください。

### ③新規入場者教育、独り作業等の管理

一人親方等は独りで作業を行うので、不安全行動を他から注意される機会がほとんどありません。一人親方等は途中からの現場への入退場があるので注意が必要です。途中入場の場合、新規入場者教育を受講せず、朝礼時の安全指示や注意事項を知らずに作業することのないように管理してください。途中入場時には、当日の安全指示や注意事項を職長に必ず確認してから作業し、途中退場時には、災害発生の有無を職長に必ず報告させるよう指導しましょう。特に新規入場時教育（下記（3）参照）は必ず受講させ、現場ルールをよく理解させましょう。また、一人親方等はスポット作業となることも多く、工事関係者に報告せず、勝手な作業で災害が発生することが多いのです。一人親方等の作業を常に把握し不安全な作業が行われていないか確認しましょう。

## (2) 一人親方等に講ずべき安全衛生対策

### ①KY活動と始業前点検の実施

一人親方等は「一人KY」を行うこととなります。特に作業の危険度や頻度を点数化して評価し、重点的に危険予知を行うリスクアセスメント手法による「一人KY」を現地で実施させましょう。

### ②資格の取得

免許や技能講習、特別教育が必要な作業を行う場合には、事前に必ず必要な資格を取得してから作業を行うようにしてください。

### ③作業変更時の元請、協力会社への報告の徹底

一人親方等が先次の協力会社や元請に無断で作業を変更して災害が発生することがあります。作業変更の場合、協力会社の職長を通じて元請に必ず報告し、元請の承認を得てから作業に取りかかりましょう。

## (3) 一人親方等が現場入場時に共有すべき事項

新規入場者教育時に共有すべき主な内容は、以下のとおりです。

### ①所長方針

元請や一人親方等が関係する協力会社の所長の安全衛生方針、重点実施事項等

### ②工事概要

工事名称、工期、建物の構造、発注者、設計者、施工者名等

### ③施工管理体制

元請工事事務所の組織、安全衛生管理体制等

### ④現場配置図

現場の施工範囲、工事事務所への出入り口、通路、休憩所、トイレ、喫煙場所等を図示

### ⑤車両・通勤・交通

現場の始業時刻、工事車両（通勤車両、資機材搬入車両等）の入場ルート、工事用駐車場の位置、現場入退場の方法、現場内の制限速度、高さ制限等の車両走行時の現場ルール等

### ⑥基本事項

朝礼、TBM、KY活動への参加、保護具の着用、有資格者の配置、持ち込み機械の点検や許可ルール、必要となる養生措置、火災や事故発生時の報告等

### ⑦現場の独自ルール

現場の施工環境、近隣協定等の遵守事項や所長方針等の現場独自のルール

### ⑧品質・環境・その他

施工要領書や作業手順の遵守、施工出来ない場合の元請社員との協議、整理整頓・清掃の実施、産業廃棄物の分別と指定場所への廃棄、煙草の吸殻の始末等

### ⑨一人親方等の遵守事項

職長会活動、作業間連絡調整会議への積極的な参加、KY用紙・作業安全指示書の記入、作業終了時の報告など一人親方等の遵守すべき事項

## (4) その他必要と思われる事項

### ①重点実施事項

- 一人親方等に以下の3点について実施させ、重点的にパトロールを行いましょう。
- ・現場の安全設備の不具合を発見したら改善を申し出させること
  - ・現場の安全設備を取り外したら必ず復旧させること
  - ・ひと作業ひと片付けを実施させること

### ②安全運動

災害防止のため現場の実作業で実施させ、一人親方等へ安全管理活動の定着化、習慣化を図ります。

#### ・声掛け運動

現場での挨拶は「声掛け運動」の基本です。保安帽の見やすい場所に氏名を記載し、挨拶時に名前を呼び合うようにしましょう。しかし、運動の本来の目的は、作業員の不安全行動を見逃さず、不安全行動を注意する声掛けにあります。体調不良の作業員に対し「大丈夫か？」など、優しい声掛けも併せて行うとよいでしょう。

#### ・KY活動

以前は現場の朝礼実施後、TBM時に安全広場でKY活動を行っていましたが、最近では、「現地KY」を実施することが普及しています。この場合、一人親方等は現地で「一人KY」を行うことになりますが、作業の危険度や頻度を点数化して評価し、危険予知を重点的に行うなど、リスクアセスメント手法を取り入れた「一人KY」を実施するより効果があるでしょう。

#### ・指差呼称運動

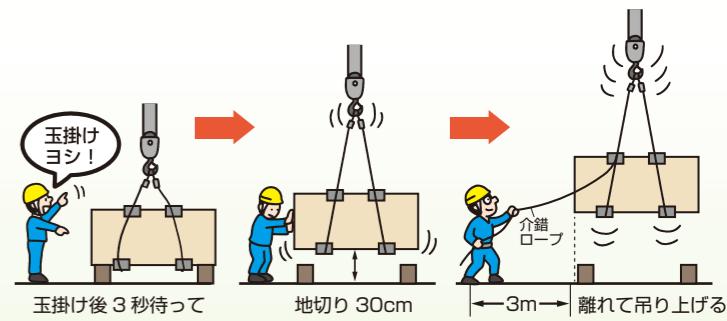
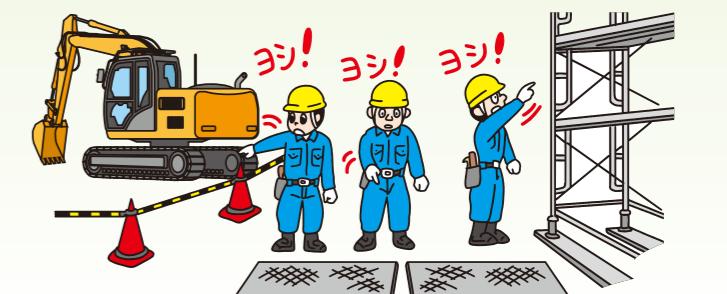
作業開始前に作業場所を指差呼称により点検しましょう。人間は見たいと思うものしか見ないものです。視線に指を添えて見ることで、見たくない現場の不具合を発見することもあります。大きな声でなくともよいので、「指差確認」運動として持ち場を点検してください。元請も指差確認をしながら現場を巡回するのも、「指差呼称運動」が定着するひとつ的方法でしょう。

#### ・ヒヤリ・ハット運動

作業終了後に協力会社の職長が作業員全員からヒヤリ・ハットの有無を聞き取り、ヒヤリ・ハットがあれば元請に報告させ、ヒヤリ・ハット防止対策を実施する運動を「ヒヤリ・ハット運動」といいます。ヒヤリ・ハットをなくすことにより、災害の芽を事前に摘むことができます。

#### ・その他

重機との接触災害を防止するための「グーパー運動」、吊り荷による飛来落下災害を防止するための「3・3・3運動」などがあり、目的を理解させ、正しく行われるよう指導してください。



## 作業を請け負わせる一人親方等に対する措置の義務化について

2023年4月1日から、危険有害な作業（※）を行う事業者に、作業を請け負わせる一人親方等や、同じ場所で作業を行う労働者以外の人に対しても、労働者と同等の保護が図られるよう、一定の保護措置が義務付けられています。

### 法令改正の主な内容

- ・請負人だけが作業を行うときも、事業者が設置した局所排気装置等の設備を稼働させる（または請負人に設備の使用を許可する）等の配慮を行うこと
- ・特定の作業方法で行うことが義務付けられている作業については、請負人に対してもその作業方法を周知すること
- ・労働者に保護具を使用させる義務がある作業については、請負人に対しても保護具を使用する必要がある旨を周知すること

詳しくは、最寄りの労働局又は労働基準監督署までお問い合わせください。

### ※危険有害な作業とは

労働安全衛生法第22条に定められている労働安全衛生規則、有機溶剤中毒予防規則等11の省令で、労働者に対する健康障害防止のための保護措置の実施が義務付けられている作業（業務）が対象です。

「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」が変更されました。

詳細は厚生労働省ホームページより



# 建設工事従事者の安全及び健康の確保のために 安全衛生経費の適切な支払いが必要です

建設業における労働災害の発生状況は、長期的に減少傾向にあるものの、いわゆる一人親方等を含めた建設工事従事者全体では、墜落災害をはじめとする建設工事の現場での災害により、年間約400人の尊い命が亡くなっています。

労働安全衛生法は元請負人及び下請負人に労働災害防止対策を義務づけており、それに要する経費は元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものです。建設工事請負契約はこの経費を含む金額で締結することが必要です。

## ●労働災害防止対策の実施者及び経費負担者の明確化の流れ

### (1) 元請負人による見積条件の提示

元請負人は、見積条件の提示の際、労働災害防止対策の実施者及びその経費の負担者の区分を明確化し、下請負人が自ら実施する労働災害防止対策を把握でき、かつ、その経費を適正に見積もることができるようしなければなりません。

### (2) 下請負人による労働災害防止対策に要する経費の明示

下請負人は、元請負人から提示された見積条件をもとに、自らが負担することとなる労働災害防止対策に要する経費を適正に見積った上、元請負人に提出する見積書に明示する必要があります。

### (3) 契約交渉

元請負人は、「労働災害防止対策」の重要性に関する意識を共有し、下請負人から提出された労働災害防止対策に要する経費が明示された見積書を尊重しつつ、建設業法第18条を踏まえ、対等な立場で契約交渉をしなければなりません。

### (4) 契約書面における明確化

元請負人及び下請負人は、契約内容の書面化に際して、契約書面の施工条件等に、労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者の区分を記載し明確化するとともに、下請負人が負担しなければならない労働災害防止対策に要する経費については、他の経費と切り離し難いものを除き、契約書面の内訳書などに明示することが必要です。

国土交通省では、安全衛生経費が下請負人まで適切に支払われるよう、令和4年度より、学識経験者、建設関係団体等のご協力を得て「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」を設置し、安全衛生対策項目の確認表、安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及に向けた取組を進めています。「安全衛生対策項目の確認表及び標準見積書に関するWG」での議論や成果等は、順次、以下のHPで公表します。



[https://www.mlit.go.jp/tochi\\_fudousan\\_kensetsugyo/const/anzeneisei.html](https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/anzeneisei.html)

【問合せ先】

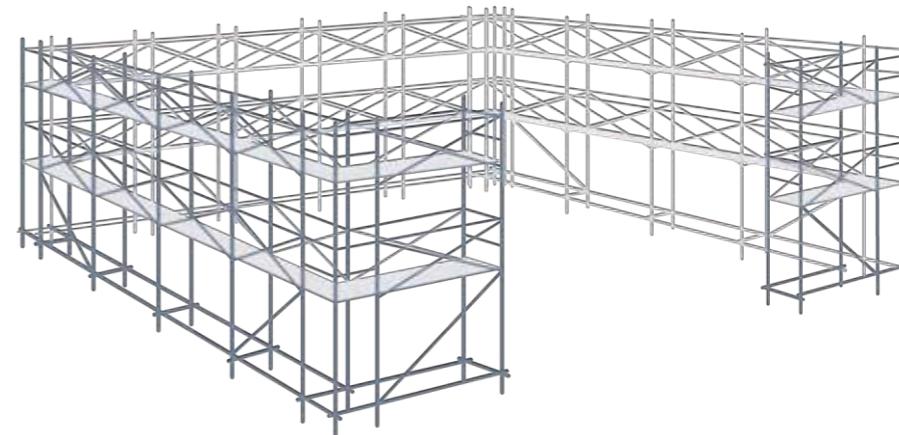
(足場からの墜落防止措置)お近くの労働局又は労働基準監督署にお問い合わせください。

(安全衛生経費について)国土交通省 不動産・建設経済局 建設市場整備課 専門工事業・建設関連業振興室

電話番号: 03 (5253) 8111 (内線24813/24816)

# 足場からの墜落防止措置が 強化されます

## ●改正労働安全衛生規則 令和5年10月1日から順次施行 ●



厚生労働省では足場に関する法定の墜落防止措置を定める労働安全衛生規則を改正し、足場からの墜落防止措置を強化しました。令和5年10月1日（一部規定は令和6年4月1日）から順次施行します。

## 改正のあらまし

### ① 一側足場の使用範囲が明確化されます

幅が1メートル以上の箇所において足場を使用するときは、原則として本足場を使用することが必要になります。

### ② 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

事業者及び注文者が足場の点検（つり足場を含む。）を行う際は、あらかじめ点検者を指名することが必要になります。

### ③ 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

足場の組立て、一部解体、変更等の後の点検後に、点検者の氏名を記録・保存することが必要になります。

また、労働災害防止対策を確実に実施するため、安全衛生経費については適切に確保してください。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

## 1 一側足場の使用範囲が明確化されます

安衛則第561条の2（新設）

R6.4.1  
施行

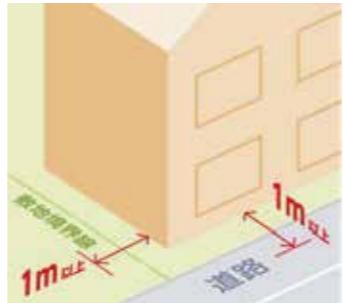
令和6年4月1日以降、幅が1メートル以上の箇所<sup>\*</sup>において足場を使用するときは、原則として本足場を使用する必要があります。なお、幅が1メートル未満の場合であっても、可能な限り本足場を使用してください。

つり足場の場合や、障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なときは本足場を使用しなくても差し支えありません。

\*足場を設ける床面において、当該足場を使用する建築物等の外面を起点としたはり間方向の水平距離が1メートル以上ある箇所のこと。

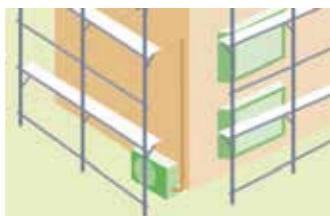
### ● 「幅が1メートル以上の箇所」に関する留意点

足場設置のため確保した幅が1メートル以上の箇所について、その一部が公道にかかる場合、使用許可が得られない場合、その他当該箇所が注文者、施工業者、工事関係者の管理の範囲外である場合等については含まれません。なお、足場の使用に当たっては、可能な限り「幅が1メートル以上の箇所」を確保してください。

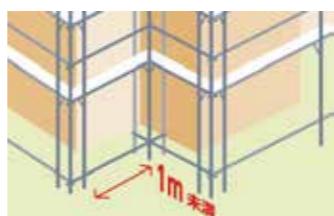


### ● 「障害物の存在その他の足場を使用する場所の状況により本足場を使用することが困難なとき」とは

- 足場を設ける箇所の全部又は一部に撤去が困難な障害物があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 建築物の外面の形状が複雑で、1メートル未満ごとに隅角部を設ける必要があるとき



- 屋根等に足場を設けるとき等、足場を設ける床面に著しい傾斜、凹凸等があり、建地を2本設置することが困難なとき



- 本足場を使用することにより建築物等と足場の作業床との間隔<sup>\*</sup>が広くなり、墜落・転落災害のリスクが高まるとき



\*足場の使用に当たっては建築物等と足場の作業床との間隔が30センチメートル以内とすることが望ましいです。

#### <留意点>

足場を設ける箇所の一部に撤去が困難な障害物があるとき等において、建地の一部を1本とする場合は、足場の動搖や倒壊を防止するのに十分な強度を有する構造としなければなりません。



\*図はイメージ。分かり易くするため足場は簡略化して図示しています。

## 2 足場の点検時には点検者の指名が必要になります

安衛則第567条、第568条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が足場の点検を行う際は、点検者を指名しなければなりません。

### ● 指名の方法

点検者の指名の方法は「書面で伝達」「朝礼等に際し口頭で伝達」「メール、電話等で伝達あらかじめ点検者の指名順を決めてその順番を伝達」等、点検者自らが点検者であるという認識を持ち、責任を持って点検ができる方法で行ってください。

### ● 点検者について

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検は、

- 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名することが適切であり、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。

## 3 足場の組立て等の後の点検者の氏名の記録・保存が必要になります

安衛則第567条、第655条

R5.10.1  
施行

事業者又は注文者が行う足場の組立て、一部解体又は一部変更の後の点検後に2で指名した点検者の氏名を記録及び保存しなければなりません。

#### <留意点>

足場の点検後の記録及び保存に当たっては、「足場等の種類別点検チェックリスト」を活用することが望ましいです。